

■ スーパー定期『ひまわり』 [複利型]

2020年4月1日 現在

商品名		スーパー定期『ひまわり』
	基本商品	自由金利型定期預金 (M型) [複利型]
販売対象		個人
販売期間		平成24年4月1日 ~
期間		<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 3年、5年 ・ 自動継続 (元金継続または元利金継続) に限りご利用いただけます。
預入方法	預入方法	一括預入
	預入金額	100万円以上 1,000万円以内
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利 息	適用金利	お預け時の店頭表示金利『ひまわり』の利率を満期日まで適用いたします。 (注) 満期到来後の新金利は、継続時のスーパー定期預金の店頭表示金利を適用します。
	利払方法	満期日に一括して払い戻しいたします。
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算
税 金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人…20%の源泉分離課税 (国税15%・地方税5%) ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税 (国税15.315%・地方税5%) となります。
手数料		————
付加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・ 本預金はマル優対象商品です。

次頁に続く

前頁から続く

期限前解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6ヶ月毎の複利計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3年ものの定型方式<ul style="list-style-type: none">◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金の利率◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×40%◆ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合 約定利率×50%◆ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合 約定利率×60%◆ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合 約定利率×70%◆ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合 約定利率×90%・ 5年ものの定型方式の場合<ul style="list-style-type: none">◆ 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通預金の利率◆ 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×30%◆ 預入期間が1年以上1年6ヶ月未満の場合 約定利率×40%◆ 預入期間が1年6ヶ月以上2年未満の場合 約定利率×50%◆ 預入期間が2年以上2年6ヶ月未満の場合 約定利率×60%◆ 預入期間が2年6ヶ月以上3年未満の場合 約定利率×70%◆ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×80%◆ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×90%
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・ 苦情処理措置<p>ご契約内容や商品に関する苦情等は下記の窓口をご利用ください。</p><p>【窓口：兵庫ひまわり信用組合総務部】 078-631-7764</p><p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日は除く）</p><p>受付時間：午前9時～午後5時</p><p>なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p><p>ホームページアドレス https://www.h-himawari.com</p>・ 紛争解決措置<p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p><p>第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p><p>第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p><p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p><p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申出については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p><ol style="list-style-type: none">①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。<p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p><p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p><p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p><p>受付時間：午前9時～午後5時</p><p>電話：03-3567-2456</p>

住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

その他参考となる事項

- ・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。